

広島城三の丸整備等事業
公募設置等指針

令和4年7月

広島市

目 次

1 事業の概要	1
(1) 事業の目的.....	1
(2) 事業区域の概要.....	2
(3) 事業スキーム.....	5
(4) 事業区域と各事業の範囲.....	6
(5) 役割及び費用負担.....	7
(6) 事業期間.....	7
(7) 事業の流れ（予定）.....	8
2 統括管理業務に関する事項	11
(1) 業務の目的.....	11
(2) 業務期間.....	11
(3) 業務内容.....	11
3 Park-PFI 事業に関する事項	12
(1) 公募対象公園施設.....	12
(2) 特定公園施設.....	14
(3) 利便増進施設.....	17
(4) 施設整備に係る留意事項.....	17
(5) 景観形成方針.....	18
(6) 公募設置等計画の認定の有効期間.....	18
4 指定管理業務に関する事項	19
(1) 業務範囲.....	19
(2) 指定管理期間.....	19
(3) 業務内容.....	19
(4) 指定管理者（認定計画提出者）の収入.....	22
(5) 指定管理業務に係る留意事項.....	26
(6) 指定の取消し等.....	27
(7) 管理業務の委託.....	28

5 公募の実施に関する事項等	29
(1) 公募への参加資格.....	29
(2) 法定雇用障害者数を達成していない応募(申請)者が提出する書類.....	31
(3) 障害者雇用状況報告書(様式11)等の提出.....	32
(4) 事業所調書兼実体調査同意書の提出.....	32
6 公募の手続きに関する事項等	33
(1) 日程.....	33
(2) 応募(申請)手続き.....	33
(3) 事務局.....	39
(4) 審査方法等.....	39
(5) 設置等予定者等の決定.....	41
(6) 選定結果の公表.....	41
(7) 仮契約・仮協定の締結.....	41
(8) 公募設置等計画の認定.....	42
(9) 基本協定等の締結.....	42
(10) 特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結.....	42
(11) その他.....	42
7 その他の事項	44
(1) リスク分担.....	44
(2) 公募設置等計画の変更.....	48
(3) 損害賠償責任.....	48
(4) 委託の禁止等.....	48
(5) 事業破綻時の措置.....	48

別添資料一覧

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 景観計画重点地区「広島城・中央公園地区」の範囲
- 別添資料 3 高さの最高限度の基準（広島城・中央公園地区）の範囲
- 別添資料 4 文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（広島城跡）
- 別添資料 5 中央公園全体の魅力向上に向けた取組のイメージ（参考）
- 別添資料 6 事業対象範囲における役割及び費用負担
- 別添資料 7 アストラムライン路線（既設構造物）、地下河川（堀川）、供給処理施設等の現況※
- 別添資料 8 令和 6 年 1 月 1 日時点で三の丸エリア内に残っている主な施設※
- 別添資料 9 広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する今後の検討の流れ
- 別添資料 10 指定管理者（認定計画提出者）と学芸事業者との役割分担
- 別添資料 11 利用料金の計算方法（計算例）
- 別添資料 12 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）
- 別添資料 13 様式集
- 別添資料 14 評価の基準
- 別添資料 15 覚書（案）
- 別添資料 16 Park-PFI に関する仮基本協定書（案）
- 別添資料 17 指定管理業務に関する仮基本協定書（案）
- 別添資料 18 特定公園施設に関する建設・譲渡仮契約書（案）

（以下、要求水準書に関する別添資料）

- 別添資料 19 周辺道路状況図
- 別添資料 20 事業区域周辺における地盤の状況（ボーリング調査結果）
- 別添資料 21 事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）※
- 別添資料 22 本要求水準書に定める人員配置及び各種会議の出席者
- 別添資料 23 設計図書等一覧
- 別添資料 24 個人情報取扱特記事項
- 別添資料 25 2 段階整備（第 1 期整備エリア及び第 2 期整備エリア）の考え方※
- 別添資料 26 広島城指定管理者業務仕様書（現行）※
- 別添資料 27 中央公園管理業務仕様書（現行）※
- 別添資料 28 史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告※
- 別添資料 29 事業区域測量図（CAD）※

※ 本市ホームページ上には掲載していません。応募(申請)を検討する民間事業者に配布します。

■用語の定義

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に基づく指定管理者制度について

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、条例の定めるところにより、公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体を指す。指定管理者の指定には議会の議決を要する。
-------	--

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）について

Park-PFI	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場など
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。本市との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFI 事業の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種公募条件等を定めたもの。 本公募では、指定管理者の候補者の選定に関する事項を示した応募要領も含め、公募設置等指針と呼称。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI 事業に応募する民間事業者等が本市に提出する計画。 本公募では、指定管理者の申請に要する指定申請書等の提出書類も含め、公募設置等計画と呼称。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 本公募では、Park-PFI 事業及び指定管理業務を行う予定者を指す。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> 本市が都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 本公募では、Park-PFI 事業及び指定管理業務を行う者を指す。

1 事業の概要

(1) 事業の目的

広島城区域を含む中央公園は、戦災復興のシンボルとして整備され、都心における緑豊かな空間として本市の個性と魅力ある都市空間の形成に大きな役割を果たしてきました。

令和元年8月からの「中央公園の今後の活用に係る有識者会議」における議論を踏まえて策定・公表した「中央公園の今後の活用に係る基本方針」（令和2年3月）では、広島城区域を「歴史ゾーン」と位置付けた上で、広島城の築城から始まった広島の歴史を肌で感じてもらうことができるよう、歴史的な雰囲気醸し出す中心的なゾーンとすることとしています。

こうした流れの中で、今後、旧広島市民球場跡地イベント広場が令和5年に、サッカースタジアムが令和6年にそれぞれ開業を予定するなど、広島城を巡る環境や人の流れが大きく変化することが見込まれることから、中央公園の一角に位置する広島城区域の魅力向上を通じた都心空間のトライアングルの回遊性向上のための方策について検討を行い、広島城の今後の取組の基本的な指針として、令和2年5月に「広島城基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想においては、広島城全体で、①歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上、②観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上を図ることとしています。

このうち、三の丸については、飲食・物販施設など、観光客・市民からニーズの高い便益施設とともに、歴史・文化の発信の中心的な役割を担う展示収蔵施設の導入を図ることとしており、令和3年7月に、新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定めた「広島城三の丸整備基本計画」を策定しました。

これらを踏まえ、広島城三の丸整備等事業（以下「本事業」という。）では、民間活力を活用したにぎわい施設等の整備を行うとともに、広島城区域の用地及び建物を一体的に管理運営することにより、市民サービスの向上や本市の財政負担の軽減を図りつつ、広島城が有する価値や魅力の一層の向上を目指します。

本指針は、こうした目的にふさわしい公募設置等計画の提案を民間事業者に求める上で、必要な事項等を定めるものです。

(2) 事業区域の概要

(中央公園)

項目	概要
所在地	広島県広島市中区基町
種別	都市公園法に基づく都市公園（総合公園）
面積	約 427,600 m ²

(うち広島城区域)

項目	概要	
所在地	広島県広島市中区基町 21 番地（中央公園の一部）	
事業対象面積 ※事業区域と各事業の範囲参照 (6 頁)	<p>本丸・二の丸等 (内堀及び史跡指定範囲外含む) : 約 150,000 m²</p> <p>三の丸 : 約 13,000 m²</p> <p>旧中央バレーボール場 : 約 7,700 m²</p>	
地域地区等	用途地域	第二種住居地域
	建蔽率、容積率	建蔽率 60%、容積率 200%
	その他	準防火地域、駐車場整備地区
景観計画関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画重点地区のうち、「広島城・中央公園地区」に指定されています。(別添資料 2) <ul style="list-style-type: none"> ➤ このため、施設整備等に当たっては、広島城天守及び広島城跡への眺望に配慮してください。 ➤ 建築物及び工作物の建設等については、広島市景観計画、広島市屋外広告物条例及び景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱に基づき、事前協議、届出又は許可が必要になります。 ・ 令和 2 年 9 月に策定した「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策について」において、建築物等の高さの最高限度を定めています。(別添資料 3) <ul style="list-style-type: none"> ➤ このため、本基準内での提案を行っていただく必要があります。 	

史跡の指定	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に規定する史跡（広島城跡）に指定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 石垣から6尺の範囲は史跡
埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（広島城跡）に指定されています。（別添資料4） <ul style="list-style-type: none"> ➤ このため、掘削等を伴う工事に当たっては、同法第93条に基づく届出が必要になります。届出後の対応等については要求水準書（別添資料1）を確認してください。
土地所有者	文部科学省及び財務省

その他、広島城区域の諸元は、以下のとおりです。

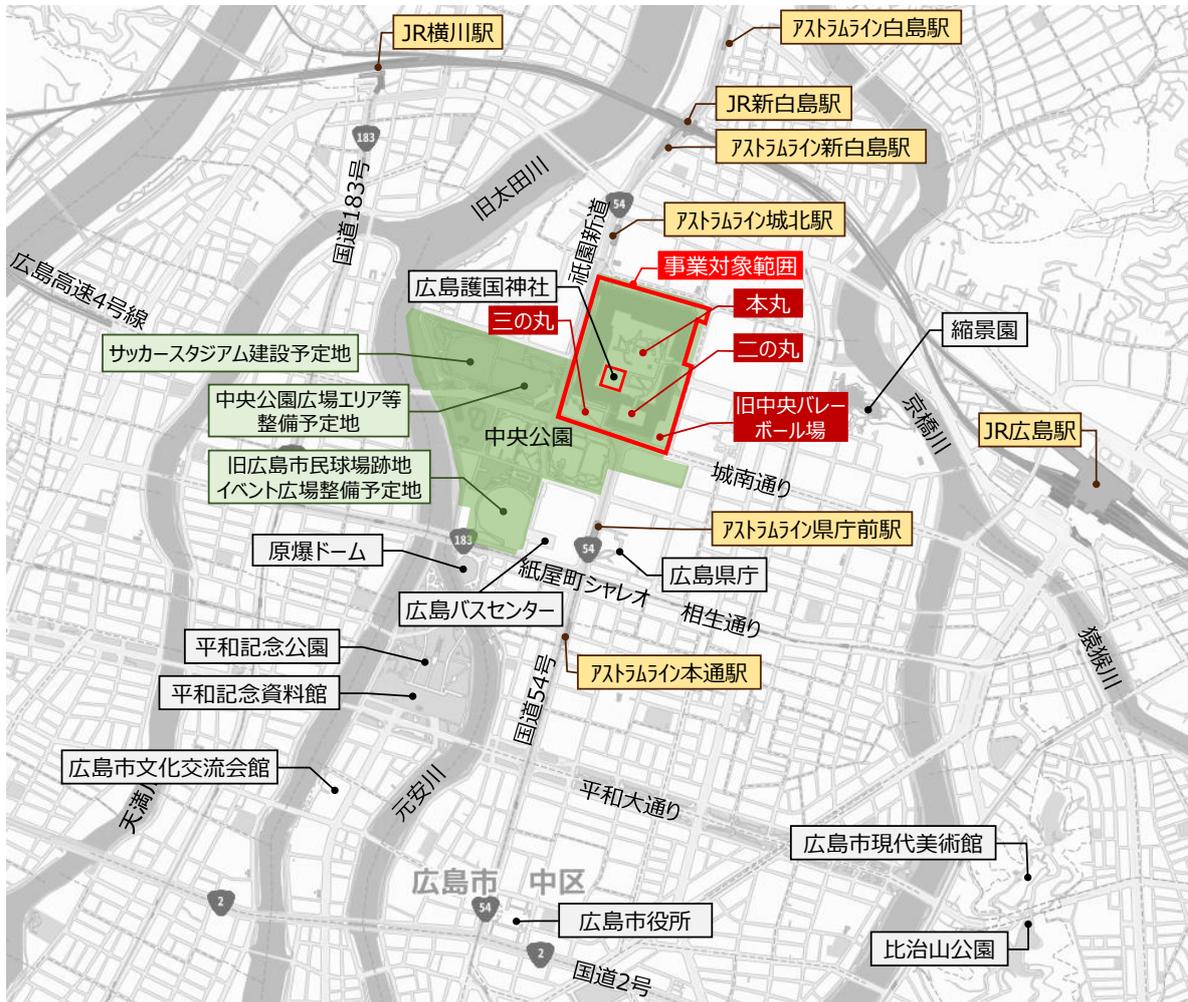
中央公園（広島城区域）の各エリアの概要

場所		土地所有者等	施設名等	施設概要 (敷地面積等)	管理運営主体 ^{※1}
中央公園	史跡 広島城跡	文部科学省所管 (行政財産)	本丸(上段)	28,821.47㎡	緑政課 ((公財)広島市みどり生きもの協会)
			広島城(天守閣)	鉄筋コンクリート造、瓦ぶき (昭和33年建築) 1,358.97㎡(延床面積)	文化振興課 ((公財)広島市文化財団)
	二の丸	財務省所管 (普通財産)	本丸(下段)	84,240.36㎡ ^{※2}	緑政課 ((公財)広島市みどり生きもの協会)
			二の丸	((一財)広島市母子寡婦福祉連合会が運営する休憩所・売店(延床面積:29.37㎡)あり)	
			表御門、平櫓・多聞櫓・太鼓櫓	木造、瓦ぶき (表御門:平成3年建築、平櫓・多聞櫓・太鼓櫓:平成6年建築) 延床面積:616.77㎡	文化振興課 ((公財)広島市文化財団)
			旧中央バレーボール場	7,684㎡	緑政課
		三の丸	約13,000㎡	緑政課 ((公財)広島市みどり生きもの協会)	

※1 括弧内は指定管理者。

※2 本丸下段の敷地面積は、史跡指定範囲のうち、本丸上段(文部科学省所管行政財産)及び広島護国神社所有地以外の面積であり、内堀及び二の丸の敷地面積を含む。

事業対象地周辺の位置図



(3) 事業スキーム

本事業では、平成 29 年度の都市公園法の改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）を導入し、三の丸エリアにおいて、飲食・物販施設等の収益施設（以下「公募対象公園施設」という。）及び多目的広場等の公園施設（以下「特定公園施設」という。）の整備^{※1}を民間事業者に行っていただきます。なお、公募対象公園施設の整備可能範囲及び特定公園施設の整備対象範囲は、三の丸のみとします。

また、整備後の特定公園施設を含む広島城区域の用地（本丸、二の丸、三の丸及び旧中央バレーボール場等）及び建物（広島城（天守閣）、二の丸復元建物及び広島城三の丸歴史館^{※2}等）については、民間事業者が指定管理者（認定計画提出者）として、公園利用者等が支払う公の施設の利用料金及び本市が支払う指定管理料等を基に、これら全体の指定管理業務を担っていただきます。

本事業の実施に当たり、事業期間を通じて公募対象公園施設から得られる収益を基に、特定公園施設の設計・整備に係る本市の負担を低減させること、広島城区域の管理・運営を長期包括的に指定管理者（認定計画提出者）に行ってもらうことにより、広島城が有する価値や魅力の最大化を図りつつ、人員配置の効率化等により本市の負担を低減させることを期待しています。

また、中央公園内には、こども文化科学館等の文化施設や広島県立体育館、ひろしま美術館等の様々な施設が立地しているほか、今後、旧広島市民球場跡地における都心の新たなにぎわい拠点の整備などが予定されています。

こうした中央公園内の各施設が連携し、共同イベントの開催や各種広報など、中央公園全体の魅力向上に向けた取組が求められています。

このため、認定計画提出者は、公募設置等計画の認定後において、旧広島市民球場跡地整備等事業の認定計画提出者が立ち上げた協議体に構成員として参画し、中央公園全体の魅力向上に向けた取組を行っていただきます。

なお、協議体の構成員として支出すべき費用は、認定計画提出者の負担とします。詳細は、中央公園全体の魅力向上に向けた取組のイメージ（参考）（別添資料 5）を確認してください。

※1 広島城三の丸歴史館（観光案内所を併設）及び観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）については、本事業とは別に本市が整備を行います。

※2 広島城三の丸歴史館での展示企画などの学芸業務は、別途事業者（学芸事業者）を選定します。

本事業で認定計画提出者に行っていただく業務は以下のとおりです。

【統括管理業務】

① 統括管理業務

【Park-PFI 事業】

② 公募対象公園施設の設計・整備業務及び管理・運営業務

③ 特定公園施設の設計・整備業務及び工事監理業務（既存の公園施設の撤去を含む）

【指定管理業務】

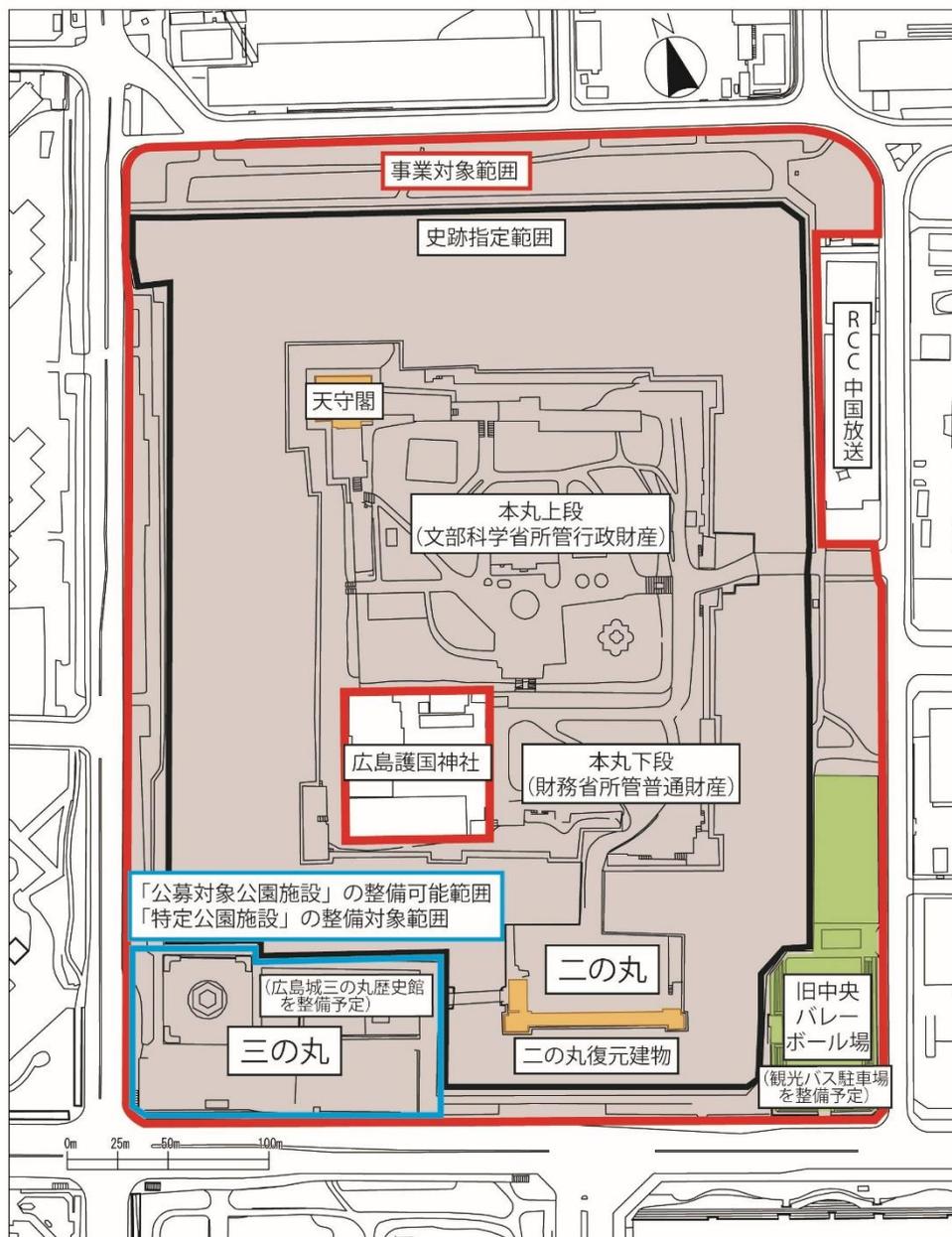
④ 特定公園施設を含む広島城区域の用地及び建物の管理・運営業務

⑤ 自主事業

⑥ エリアマネジメント業務（中央公園全体の魅力向上に向けた取組）

(4) 事業区域と各事業の範囲

本事業の事業対象範囲は以下のとおりです。



(5) 役割及び費用負担

本事業の事業対象範囲における各業務の実施主体、費用負担、法的位置付けについては、事業対象範囲における役割及び費用負担（別添資料 6）を確認してください。

(6) 事業期間

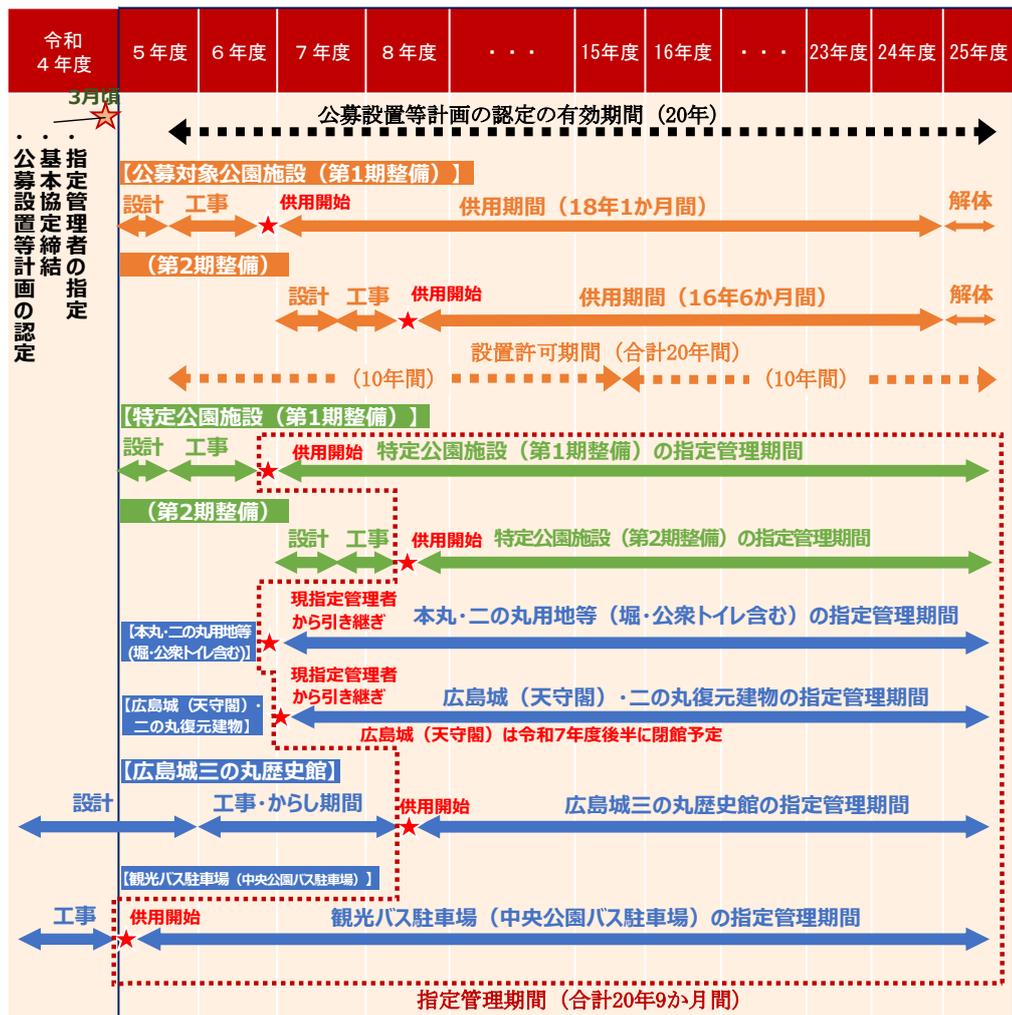
ア Park-PFI 事業における公募対象公園施設について

民間事業者が本市に提出する公募設置等計画の認定の有効期間は、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日から令和 25 年（2043 年）12 月末までの 20 年間とします。詳細は、「3 Park-PFI 事業に関する事項（6）公募設置等計画の認定の有効期間」（18 頁）を確認してください。

イ 指定管理業務について

指定管理期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から、公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとします。なお、対象施設によって指定管理業務の開始時期が異なります。

詳細は、「4 指定管理業務に関する事項（2）指定管理期間」（19 頁）を確認してください。



(7) 事業の流れ（予定）

ア 設置等予定者の選定（令和4年12月頃）

本市は、応募(申請)者が提出した公募設置等計画の審査を行い、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出したものを設置等予定者として選定します。

イ 基本協定等の締結に向けた協議（令和4年12月頃～）

本市と設置等予定者は、公募設置等計画に基づき、本事業の実施に関する条件や設置等予定者の権利や義務、指定管理業務におけるリスクや経費の分担方法、特定公園施設等の設計内容などに関して協議します。

この協議の中で、特定公園施設に関する計画内容とその整備費を精査し、最終的な整備費を決定します。詳細は、「3 Park-PFI 事業に関する事項 (2) 特定公園施設 エ 本市による特定公園施設の設計・整備に係る費用の負担」(16頁)を確認してください。

ウ 仮協定・仮契約の締結（令和4年12月頃）

本市と設置等予定者の協議を経て合意した内容を基に、Park-PFI に関する仮基本協定、指定管理業務に関する仮基本協定及び特定公園施設に関する建設・譲渡仮契約を締結します。各協定書及び契約書の本協定・本契約は公募設置等計画の認定後に締結することになります。

エ 議案の提出（令和5年2月頃）

本市は、指定管理者の指定、指定管理料に関する債務負担行為の設定及び特定公園施設に関する財産の取得について、議会に議案を提出します。

オ 公募設置等計画の認定（令和5年3月頃）

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定を行います。また、本市は、認定した日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

カ 基本協定等の締結（令和5年3月頃）

本市と認定計画提出者は、本事業の実施条件や認定計画提出者の権利、義務などの事項を定めた Park-PFI に関する基本協定、指定管理業務におけるリスクや経費の分担方法などの事項を定めた指定管理業務に関する基本協定を締結します。なお、指定管理業務については、基本協定のほか、各年度の事業内容や収支計画などを規定する年度協定を締結します。

キ 特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結（令和5年3月頃）

本市と認定計画提出者との間で、特定公園施設に関する建設・譲渡契約を締結します。

ク 指定管理業務の開始

指定管理業務の開始は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和5年4月から段階的に開始します。

- ▶ 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）：令和5年4月から
- ▶ 本丸、二の丸用地等及び特定公園施設の一部：令和7年3月から
- ▶ 広島城（天守閣）・二の丸復元建物：令和7年4月から
- ▶ 広島城三の丸歴史館及び特定公園施設の一部：令和8年10月から

本市は、認定計画提出者を、広島城区域の用地及び建物の一体的な管理・運営を担う「指定管理者」に指定します。

なお、各施設の供用開始に合わせ、指定管理業務は段階的に開始となります。

ケ 公募対象公園施設の整備及び管理・運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置許可により、公募対象公園施設の整備及び管理・運営を行っていただきます。

コ 特定公園施設の設計・整備、本市への譲渡

認定計画提出者は、自らの負担において特定公園施設の設計・整備を行ってください。特定公園施設については、それぞれの完了検査後に本市が譲渡を受ける予定としています。

サ 特定公園施設の管理・運営

認定計画提出者は、整備が完了し本市への引渡しを終了した特定公園施設の指定管理者として、管理・運営を行っていただきます。

シ 整備エリアの分割

公募対象公園施設及び特定公園施設については、広島城三の丸歴史館の整備に係る作業ヤードを確保するため、整備対象範囲を「第1期整備エリア（令和7年3月までに供用開始）」と「第2期整備エリア（令和8年9月までに供用開始）」の二つに分けて整備してください。

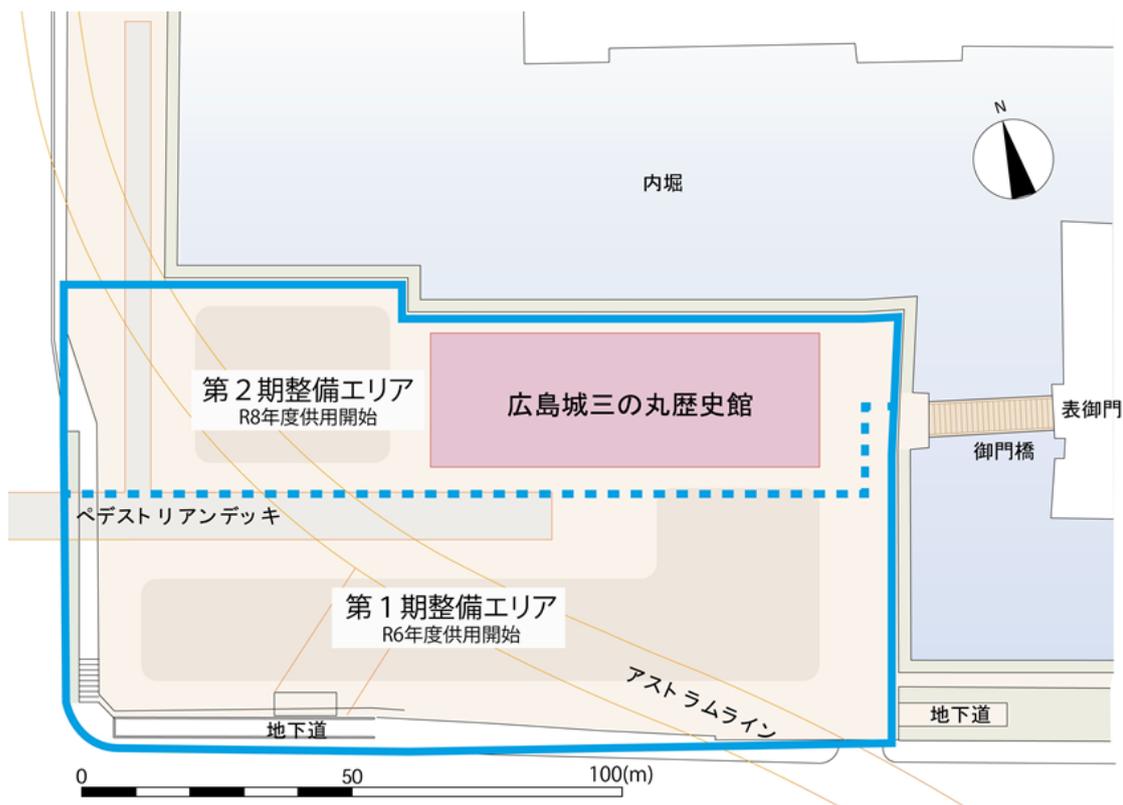
また、特定公園施設のうち、タクシー乗降場、附置義務駐車場及び公衆トイレについては、第1期整備エリアに整備してください。

バス乗降場を第1期整備エリアに整備する場合は、バス乗降場の供用開始時期を令和7～8年度とする提案を可能とします。

なお、エリアの分割は、歩行者動線等を確保する観点から、下図の「三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」のとおりとしますが、細部の変更については、本市と協議の上で決定します。

特定公園施設の設計・整備に係る費用については、認定した公募設置等計画に基づいて本市及び認定計画提出者が負担することとします。

三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ



2 統括管理業務に関する事項

(1) 業務の目的

統括管理業務は、本事業全体（Park-PFI 事業及び指定管理業務）の履行状況を把握し、事業全体としてサービスの質が継続的に維持、向上するよう努め、必要な対応を行うことを目的とします。

(2) 業務期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 25 年（2043 年）12 月 31 日までとします。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりです。詳細は要求水準書（別添資料 1）を確認してください。

ア 年度マネジメント業務

認定計画提出者は、統括管理業務を確実かつ円滑に実施するため、統括管理責任者を業務期間に渡し配置し、本事業全体の一元的な管理を行っていただきます。

また、広島城区域全体の運営業務として Park-PFI 事業と指定管理業務を包括的に捉え、Park-PFI 事業と指定管理業務に関する適切な連携体制及び業務全体を統括してマネジメントする組織体制等を構築し、広島城区域において来訪者に提供されるサービスの質が継続的に維持・向上するよう努めてください。

イ 事業評価業務

統括管理責任者は、指定管理業務及び公募対象公園施設の管理・運営業務について、自己評価を行い、その結果を本市に報告していただきます。

ウ 総務・経理業務

統括管理責任者は、本事業全体の予算作成、執行、管理及び決算を行っていただきます。

3 Park-PFI 事業に関する事項

(1) 公募対象公園施設

ア 公募対象公園施設の概要

公募対象公園施設とは、飲食店、売店を始めとする都市公園法施行規則第3条の3に規定されている公園施設（休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所）であって、当該施設から生じる収益の一部を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができ、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設を指しています。

本事業では、「中央公園の今後の活用に係る基本方針」及び「広島城基本構想」、「広島城三の丸整備基本計画」等に基づき、当地ならではの「食」を味わうことのできるお店、ゆっくりくつろげるカフェなどの飲食施設や、市民や観光客が共に楽しめるお土産物屋など、来訪者のニーズを踏まえた「飲食・物販施設」等について、広島城の魅力の向上につながる提案を期待します。

また、「飲食・物販施設」以外の多様なにぎわい施設の積極的な提案も期待しています。提案に当たっては、サッカースタジアム等整備事業、中央公園広場エリア等整備・管理運営事業及び旧広島市民球場跡地整備等事業といった中央公園内の他の事業で検討されているにぎわい施設等との連携・棲み分けに配慮してください。

その他、事業対象地の敷地条件等を踏まえ、常設のにぎわい施設に限らず、移動販売車（キッチンカーなど）を設置し、公園利用者へのサービス向上及びその他公園施設の機能増進や広島城区域の活性化につながる事業を行うことも可能です。

施設のコンセプト設定や店舗等の選定に当たっては、定型・均質化されたものではなく、話題性・独自性を有したものや、広島ならではの個性やこだわりを感じられるものなど、市民や観光客等の来訪者のリピーター化につながるような提案を期待します。

イ 公募対象公園施設の場所

「公募対象公園施設の整備可能範囲」（6頁）に示す範囲内で、適した場所を提案してください。なお、本市が整備する広島城三の丸歴史館及びペDESTリアンデッキの位置を踏まえた配置としてください。

三の丸エリアには、アストラムライン路線や共同溝（上下水道）、地下河川（堀川）、下水道等の各種の既存施設が存在しており、原則、アストラムライン路線の直上は、公募対象公園施設を整備することができません。（別添資料7）また、これら地下の既存施設等への近接工事における配慮が必要となります。詳細は要求水準書（別添資料1）を確認してください。

ウ 公募対象公園施設の整備に関する条件

- (ア) 都市公園は一般の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動、光害、悪臭等の発生により他の公園利用を著しく阻害するような施設等、公園への整備がふさわしくない施設及び周辺環境と調和しない施設を整備することはできません。

- (イ) 次に示す用途を目的とした施設の整備及び利用はできません。
- a 政治的又は宗教的用途
 - b 風俗営業等その他これらに類する用途
 - c 広島市暴力団排除条例に定める暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する用途
 - d 酒類販売を主目的とする用途
 - e 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途
 - f その他、公園利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められず、公募対象公園施設とみなすことができないと本市が判断する施設

エ 公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期

公募対象公園施設の管理・運営の開始（営業開始）時期は、特定公園施設の供用開始に合わせ、第1期整備エリア（令和7年（2025年）3月）、第2期整備エリア（令和8年（2026年）9月）を目標としてください。

オ 公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の額の最低額

以下の条件を満たした使用料を提案してください。

項目	使用料の単価
設置許可に係る使用料の単価の最低額	5,313 円/㎡・年以上

上記の金額の基となる固定資産税評価相当額^{※1}は3年に一度見直すことから、事業期間中に、当該最低額が提案額を上回った場合、当該最低額を使用料の単価とします。なお、上記の金額は、令和6年度までの使用料の単価の最低額となります。

以降の使用料の単価の最低額は、3年ごとに実施される固定資産税評価相当額の評価替えを反映したものとなります^{※2}。（ただし、評価替えにより算出した最低額が前年度の最低額の1.05倍を超える場合は、前年度の最低額の1.05倍の額をもって新たな最低額とし、この額を3年間継続します。）

なお、公募対象公園施設に付随する設備についても、設置許可に係る使用料がかかりますが、給水、ガス、電気・通信設備などのインフラ設備のうち、地下に設けるもの（配管等）については、使用料の全額を免除します。

また、工事期間中の設置許可にも使用料がかかります。工事期間中の使用料の単価は上記提案額の2分の1（1円未満の端数切り捨て）とします。

※1 公募対象公園施設の整備可能区域の固定資産税評価相当額 332,116 円/㎡・年
（設置許可に係る使用料の単価の最低額の計算式）

$$332,116 \text{ 円/㎡・年} \times 2/100 \times 2 \text{ 倍（営利目的）} \times 2/5 = 5,313 \text{ 円/㎡・年}$$

※2 固定資産税評価相当額の評価替えと設置許可に係る使用料の単価の最低額の更新イメージ

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
固定資産税 評価相当額	332,116 円/㎡・年	332,116 円/㎡・年	評価替え (反映)			評価替え (反映)	
設置許可に係る使用料の 単価の最低額	5,313 円/㎡・年	5,313 円/㎡・年	5,313 円/㎡・年	使用料改定			使用料改定

カ 公募対象公園施設の管理・運営

認定計画提出者の負担で実施する清掃、保守・点検等の日常的な維持管理の内容について提案してください。詳細は要求水準書（別添資料1）を確認してください。

キ 公募対象公園施設の撤去（原状回復）

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可期間の終了日までに、公募対象公園施設を自らの責任及び費用負担により、解体・撤去し、更地にしてください。ただし、仮に本市が、本事業の完了後も公募対象公園施設を活用する事業を新たに行うこととした場合において、以下に示すようなときは、事前に本市の同意があれば、この限りではありません。

(ア) 次期事業者が権利を引き継ぐとき

本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する資産に関する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意したとき

(イ) 認定計画提出者が事業を継続するとき

認定計画提出者が次期事業者に選定され、かつ、本事業の完了時の施設に関する管理許可について、本市が事前に同意したとき

(2) 特定公園施設

ア 特定公園施設の概要

本事業では、公園利用者の利便性向上のため、特定公園施設として「多目的広場」「バス乗降場」「タクシー乗降場」「附置義務駐車場」「園路・植栽」「公衆トイレ」を整備していただきます。

特定公園施設の整備に当たっては、公募対象公園施設と一体となってにぎわいを創出することができるよう十分配慮してください。

また、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減に配慮するとともに、公園利用者の属性などのデータを継続的に取得・活用できるような、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に資する提案を期待しています。

イ 特定公園施設の範囲

特定公園施設の整備対象範囲は、三の丸エリアのみとします。詳細は要求水準書（別添資料1）を確認してください。

なお、令和6年1月1日時点で三の丸エリア内に残っている主な施設は別添資料8を確認してください。

ウ 特定公園施設に求める機能や留意事項など

特定公園施設として整備を求める施設と各施設に求める機能や規模などの概要は以下のとおりです。整備の水準などの詳細については要求水準書（別添資料1）を確認してください。

施設名	求める機能、留意事項
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神楽などの催しを鑑賞できる空間、広島城（天守閣）を展望しながら食事や休息ができる空間とし、歴史的な景観と調和し、多目的な利用が可能なものとしてください。 ※ ステージの設置や、キッチンカー・屋台が出店するイベントなどの利用を想定し、規模を提案してください。
バス乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス乗降場は、3台程度が同時に停車し安全に乗降可能な規模としてください。
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー乗降場は、1台分確保してください。
附置義務駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者のための附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場） 一般車用：11台程度、身体障害者用：1台程度（民間事業者の提案による） ※ 上記は、広島城三の丸歴史館の延べ面積を基に算出した附置義務駐車場台数であり、認定計画提出者は、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、広島城三の丸歴史館等の規模を踏まえ算出した必要台数を最低限確保してください。
園路・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装は自然素材をイメージさせるものとし、歴史的な景観と調和したものを用いるよう留意してください。 ・ 広島城三の丸歴史館へ大型車両（資料運搬用4tトラック）が入庫することを想定し、搬入路を確保してください。
公衆トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間利用可能で、誰もが使いやすく、満足度の高い公衆トイレとしてください。

上記の施設以外にも、公園施設として認められているものであれば提案することができますので、公園全体の魅力向上に資する積極的な提案を期待しています。ただし、有料施設は提案できません。

提案により整備された施設について、高額な維持修繕費を要するなど、本市として維持することが困難であると判断した場合、本市は整備費を負担せず、譲渡を受けない場合があります。その場合、認定計画提出者は、本市の設置許可を受けていただき、事業終了後には、撤去していただきます。

エ 本市による特定公園施設の設計・整備に係る費用の負担

特定公園施設は、整備後、特定公園施設に関する建設・譲渡契約に基づき本市に譲渡していただきます。譲渡に当たり、本市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

項目	上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
本市が負担する費用の上限額	6億300万円

(留意事項)

- 噴水広場・モニュメント、シェアサイクルポート（ぴーすくる）、基町地区再開発事業完成記念碑、浄化槽及びこれらの撤去又は移設に係る作業ヤード内の既存施設は、本市が撤去又は移設を行う予定です。本市による撤去又は移設後において未撤去物として残る舗装（広場、園路）、植栽及びその他工作物（公園照明、案内板等）等の既存施設は、認定計画提出者が特定公園施設の整備と併せて撤去又は移設を行うものします。本市が負担する費用には、これら撤去費用を含んでいます。
- シェアサイクルポート（ぴーすくる）については、撤去時期について本市と認定計画提出者が協議をした上で、本市が撤去を行います。なお、公園施設の整備期間中の代替ポートの設置の可否や、整備後のポートの設置箇所について、認定計画提出者は、本市との協議に応じてください。
- Park-PFIは、民間資金の還元による公共負担の軽減を目的の一つとしていることから、本市が活用を想定している国庫補助金（官民連携型賑わい拠点創出事業）では、特定公園施設の設計・整備に係る費用の積算額に対して1割以上削減されることが要件となっています。このため、本市が負担する費用は、以下のとおり決定することとします。
 - 応募(申請)者は、提出する公募設置等計画の中で、「特定公園施設の設計・整備に係る費用」及びその費用の9割以内で「本市に負担を求める費用」（上表の上限額以内）を提案してください。「本市に負担を求める費用」の提案に当たっては、できるだけ本市の負担を低減させることを期待しています。
 - 設置等予定者は、本市との協議を経て、最終的な計画内容とその整備費及び内訳を提出することとし、その内訳について本市が数量や単価等を精査します。精査後、本市と設置等予定者とが協議し合意した金額を最終的な特定公園施設の設計・整備に係る費用とします。
 - 本市が負担する費用は、②で決定した最終的な特定公園施設の設計・整備に係る費用に、①で提案された「特定公園施設の設計・整備に係る費用」に対する「本市に負担を求める費用」の割合を掛けて算出した金額とします。ただし、本市に負担を求める費用は、①の公募設置等計画において提案された「本市に負担を求める費用」を上回ることはできません。

オ 工事期間中の管理

認定計画提出者は、特定公園施設の着工から本市への引渡しを終えるまでの間、特定公園施設の整備対象区域全体について、都市公園法第6条に基づく占用許可により工事を行ってください。占用料は全額免除します。

工事を行わない範囲については、周囲を囲うなど安全を確保した上で資材置き場等として利用することは可能ですが、なるべく市民の利用に供するよう努めてください。また、これらの市民の利用に供する部分は、指定管理業務と同等程度の管理を行ってください（当該管理に係る費用は認定計画提出者の負担とします）。

(3) 利便増進施設

事業対象地の特性等を踏まえ、本事業では、利便増進施設の提案は求めません。

(4) 施設整備に係る留意事項

ア 各施設の配置計画

三の丸の各施設の配置計画の提案に当たっては、サッカースタジアム側と接続するペDESTリアンデッキ、地下道、御門橋など、複数からのアクセス性を考慮し、移設が困難な地下の既存施設等との関係性を十分考慮する必要があります。

また、広島城三の丸歴史館の整備に当たっての工事車両の進入路の設置等について、協議に応じてください。

イ 公募対象公園施設及び特定公園施設の規模

公募対象公園施設及び特定公園施設について、本事業で整備可能な建築面積の上限は、以下のとおりとします。

項目	上限
建築面積	2,000 m ² 以下 ✓ （各施設や機能を適切にゾーニングし、三の丸エリア全体でにぎわいを創出するとともに、内堀の水辺環境や周囲の景観にも配慮した配置としてください。） ✓ （本市が定める建築物等の高さ基準及び高さの最高限度を超えない範囲で、平屋を基本とします。）

(留意事項)

- ・本事業区域は、駐車場整備地区であり、対象面積が1,500 m²を超える建築物に対し「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」が適用されます。
なお、対象面積が1,500 m²未満の公募対象公園施設を複数棟に分けて整備し、建築確認申請が異なる場合は、同条例の対象外となる場合があります。
対象面積の詳細は、本市ホームページ等を確認してください。

ウ 特定公園施設の管理・運営の開始（供用開始）時期

広島城三の丸歴史館の整備に係る作業ヤードを確保するため、整備対象範囲を「第1期整備エリア（遅くとも令和7年（2025年）3月31日までに供用開始）」と「第2期整備エリア（遅くとも令和8年（2026年）9月30日までに供用開始）」の二つに分けて整備してください。

特定公園施設のうち、タクシー乗降場、附置義務駐車場及び公衆トイレについては、第1期整備エリアに整備してください。なお、特定公園施設の完了検査後に本市が譲渡を受ける予定としています。

バス乗降場を第1期整備エリアに整備する場合は、バス乗降場の供用開始を令和7～8年度（遅くとも令和8年（2026年）9月30日まで）とする提案を可能とします。

(5) 景観形成方針

本市が整備する広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する基本的な考え方にも留意して、景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）にふさわしい良好な景観の形成に資する質の高いデザインとすることを期待します。

このため、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備に当たっては、本市が定める基準等を遵守し、「広島城三の丸整備基本計画」の景観形成方針や、かつての広島城三の丸に位置することを踏まえた上で、広島城三の丸歴史館と北側に望む天守とが一体となって歴史的な雰囲気醸し出すような「歴史ゾーン」にふさわしい景観形成に努めてください。

なお、広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する今後の検討の詳細は、別添資料9を確認してください。

【広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する基本的な考え方】

- 広島城三の丸歴史館は、博物館機能を十分に発揮できることを前提とした上で、かつての広島城三の丸に位置し、また、内堀を挟んで隣接する表御門や石垣など周囲景観との調和を図る必要があることなどを踏まえ、階高や屋根形状を含め、近世の歴史的な雰囲気醸し出す「歴史ゾーン」にふさわしい外観のデザインを検討する必要がある。

(6) 公募設置等計画の認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、令和6年（2024年）1月1日から令和25年（2043年）12月末までの20年間とします。

公募対象公園施設の設置許可期間は、都市公園法上、許可日から最大10年間となっていますが、当該期間内に認定計画提出者から設置許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で再度許可することとします。ただし、設置許可期間には、公募対象公園施設の整備や撤去の期間も含まれます。

4 指定管理業務に関する事項

(1) 業務範囲

指定管理業務の対象施設は、「1 事業の概要 (4) 事業区域と各事業の範囲」(6 頁)の広島城区域に係る公の施設とします。

(2) 指定管理期間

指定管理期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和5年（2023年）4月1日から、公募設置等計画の認定の有効期間の終期までとします。なお、対象施設によって指定管理業務の開始時期が異なります。

また、特定公園施設【第1期整備】の着工日から特定公園施設の供用を開始するまでの間は、特定公園施設の整備対象区域全体について、認定計画提出者が都市公園法第6条に基づく占用許可を得て適切に管理を行ってください。詳細は、「2 Park-PFI事業に関する事項 (2) 特定公園施設 オ 工事期間中の管理」(17 頁)を確認してください。

区分		令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	...	25年度
中央公園 (広島城区域に限る)	観光バス駐車場 (中央公園バス駐車場)	(新設)	(R5.4.1)	(R25.12.31)					
	特定公園施設 【第1期整備】			(R7.3)	(新設)				
	特定公園施設 【第2期整備】				(新設)	指定管理期間			
	既存施設 本丸、二の丸用地等 (堀・公衆トイレ含む)	(公財) 広島市みどり生きもの協会 が指定管理)			(R7.4.1)				
	二の丸復元建物 ※1	(公財) 広島市文化財団が指定管理)			(R7年度後半)	(閉館) (中央公園の既存施設として管理)			
	広島城(天守閣) ※1、※2								
	広島城三の丸歴史館 ※1				(新設)				

(R8年度)

※1 学芸業務を含まない。

※2 木造復元天守は想定しない。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりです。詳細は要求水準書（別添資料 1）を確認してください。

ア 維持管理業務

施設（広島城三の丸歴史館、広島城（天守閣）、二の丸復元建物、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）、その他園路、広場、公衆トイレなど）の日常点検、保守点検、警備、清掃、修繕（大規模修繕を除く。）等や、植物管理（樹木、芝生等の剪定、除草（天守台石垣含む。）、害虫駆除など）等を行っていただきます。

イ 行為の許可等

(ア) イベント・写真撮影等

業務範囲において、広島市公園条例第4条に基づき、行為の許可、行為の制限、行為の取消しの権限を付与し、適切に行為の許可等を行っていただきます。

なお、行為の許可に関する利用料金収入は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。

業務の実施に当たっては、民間事業者のノウハウを最大限に生かして、各エリアの役割に応じて、市民や観光客など、様々な目的を持って広島城を訪れた人々の誰もが、広島市の歴史・文化に興味を持ち、楽しむことができる事業や、広島城がにぎわいや人々の交流の場となるような事業を展開してください。

(イ) 日常的なにぎわい創出

指定管理者（認定計画提出者）は日常的なにぎわいの創出に向けて、市民等の来訪者の憩いの空間やキッチンカーの誘致など、広島城区域内の魅力向上に資する取組についても提案可能です。行為許可を要する行為を伴う場合は、上記(ア)と同様に利用料金を徴収し、許可を行ってください。

ウ 運營業務

(ア) 特定公園施設の運営

公園利用者の利便性向上のため「多目的広場」「バス乗降場」「タクシー乗降場」「附置義務駐車場」等の特定公園施設の運営を行っていただきます。

なお、附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の利用料金収入は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。

(イ) 広島城三の丸歴史館（観光案内所含む）、広島城（天守閣）及び二の丸復元建物の運営

施設の認知度向上と利用促進を図るため、ポップカルチャーと連携した企画展示（年1回）や、歴史・伝統文化に親しむイベントの開催、広報活動による情報発信などについて、学芸事業者と調整の上で実施していただきます。

なお、広島城（天守閣）及び広島城三の丸歴史館の利用料金収入（展示観覧料、多目的室使用料）は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。

※ 博物館活動の基盤となる資料の収集保存、調査研究等の学芸業務については、学芸事業者が実施します。学芸事業者との役割分担の詳細については、指定管理者（認定計画提出者）と学芸事業者との役割分担（別添資料10）を確認してください。

(イ) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の運営

観光客の快適性及び利便性の向上に資するため、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の利用案内、予約対応、各種広報などを行っていただきます。

指定管理者（認定計画提出者）には、当該施設の利便性向上を目的とし、予約システムを自らの費用負担により導入してもらうことを予定しています。

なお、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の利用料金収入は指定管理者（認定計画提出者）の収入とします。

エ 利用促進の取組

対象施設の利用促進を図るため、以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

項目	基準値
広島城三の丸歴史館の来館者数	400,000人／年 以上

※ 上記の来館者は、広島城三の丸歴史館の2階に配置する有料の展示室への入館者だけでなく、1階に配置する観光案内所や多目的室、ミュージアムショップなどの利用者を含みます。

オ 自主事業

指定管理者（認定計画提出者）は、本事業の目的の達成に資するものとして、自主事業を実施することができます。

指定管理者（認定計画提出者）が自らイベントを主催する場合は、自主事業として取り扱うこととします。このため、指定管理者（認定計画提出者）が自らイベントを主催する場合には、自身に利用料金を納付する必要があります。指定管理者（認定計画提出者）が法人のグループであって、そのグループを構成する企業がイベントを主催する場合には、当該企業が指定管理者（認定計画提出者）に利用料金を納付してください。

なお、自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し承認を受けることとし、実施に当たっての費用は、全て指定管理者（認定計画提出者）の負担によるものとします。

カ エリアマネジメント業務

中央公園内には、こども文化科学館等の文化施設や広島県立体育館、ひろしま美術館等の様々な施設が立地しているほか、今後、旧広島市民球場跡地における都心の新たなにぎわい拠点の整備などが予定されています。

こうした中央公園内の各施設が連携し、共同イベントの開催や各種広報など、中央公園全体の魅力向上に向けた取組が求められています。

このため、指定管理者（認定計画提出者）は、公募設置等計画の認定後において、旧広島市民球場跡地整備等事業の指定管理者（認定計画提出者）が立ち上げた協議体に構成員として参画し、中央公園全体の魅力向上に向けた取組を行うこととします。

なお、協議体の構成員として支出すべき費用は、指定管理者（認定計画提出者）の負担とします。詳細は、中央公園全体の魅力向上に向けた取組のイメージ（参考）（別添資料5）を確認してください。

(4) 指定管理者（認定計画提出者）の収入

指定管理業務に係る費用は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項により、利用料金を指定管理者（認定計画提出者）の自らの収入として収受する利用料金制を採用します。指定管理者（認定計画提出者）は、利用者から収受する利用料金及び本市が支払う施設の管理・運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）及び公募対象公園施設の収益により業務を行います。

利用料金の額は、広島市公園条例、広島城条例及び広島城三の丸歴史館条例に定める額の範囲内において、指定管理者（認定計画提出者）が市長の承認を受けた上で決定します。応募(申請)に当たり、下表に示す範囲内で提案してください。提案できるのは、下線を引いた項目です。

また、提案は、平日・休日や季節、時間帯、開催日・準備日などに応じて異なる利用料金や広島城と広島城三の丸歴史館のセット観覧料、年間パスポート料金等、指定管理者（認定計画提出者）の裁量で、様々な利用料金の提案を可能とします。詳細は、指定管理者（認定計画提出者）から利用料金の提案を受け、本市と指定管理者（認定計画提出者）で協議の上で設定する予定です。また、具体的な利用料金の計算方法（計算例）については、別添資料 11 を確認してください。

児童・生徒や高齢者等の利用料金については、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。そのほか、指定管理者（認定計画提出者）は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

ア 主な利用料金

(7) 行為の許可に関する料金

区分	利用料金の範囲
行商、募金、出店、興行 その他これらに類するもの	<u>200</u> 円/m ² ・日の範囲内
競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	<u>40</u> 円/m ² ・日 (①) の範囲内 営利を目的とする場合： <u>200</u> 円/m ² ・日 (①×5 倍) の範囲内 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合： <u>120</u> 円/m ² ・日 (①×3 倍) の範囲内
業として写真を撮影するもの	<u>640</u> 円/人・日の範囲内
業として映画を撮影するもの	<u>13,200</u> 円/日の範囲内

(イ) 中央公園バス駐車場の利用料金

区分	利用料金の範囲
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	<u>2,000</u> 円/台・回の範囲内

(ウ) 中央公園広島城三の丸駐車場の利用料金

区分	利用料金の範囲
普通自動車	<u>210</u> 円/台・30分の範囲内

(イ) 広島城（天守閣）の観覧料

区分	利用料金の範囲
個人で観覧する場合	小人： <u>180</u> 円/回の範囲内
	大人： <u>370</u> 円/回の範囲内
団体で観覧する場合 (30人以上)	小人： <u>100</u> 円/回・人の範囲内
	大人： <u>280</u> 円/回・人の範囲内

※ 児童・生徒や高齢者等の利用料金について、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。

(ウ) 広島城三の丸歴史館の展示観覧料

区分	利用料金の範囲
個人で観覧する場合	小人： <u>250</u> 円/回の範囲内
	大人： <u>510</u> 円/回の範囲内
団体で観覧する場合 (30人以上)	小人： <u>200</u> 円/回・人の範囲内
	大人： <u>410</u> 円/回・人の範囲内

※ 児童・生徒や高齢者等の利用料金について、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。

(カ) 広島城三の丸歴史館の多目的室使用料

区分	利用料金の範囲
入場料を徴収しない場合	3 時間まで : <u>5,650</u> 円の範囲内
	3 時間を超えると : <u>1,880</u> 円/時間の範囲内
入場料を徴収する場合	3 時間まで : <u>8,470</u> 円の範囲内
	3 時間を超えると : <u>2,820</u> 円/時間の範囲内

イ 指定管理料及びその上限額

本市が支払う指定管理料（20 年 9 か月間の総額）の上限額は、下表のとおりです。

項目	上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
本市が支払う指定管理料の上限額	33 億 2,920 万円※

※ 物価変動に伴う指定管理料の改定については、「7 その他の事項 (1) リスク分担」(44 頁)を確認してください。また、消費税及び地方消費税の税率が改定される場合も必要に応じて指定管理料の改定を行います。

公募設置等計画では、管理・運営に係る費用 (①)、公園利用者から収受できる利用料金収入 (②)、及びその差額となる本市に負担を求める指定管理料 (③)を積算して提案してください。なお、利用料金収入 (②)には、自主事業として指定管理者 (認定計画提出者) 自らがイベントを主催する場合に要する利用料金も含めてください。

提案に当たっては、民間事業者のノウハウを最大限に活用して、適切な水準の①を確保しつつ、②をできる限り高額に設定することにより、本市が支払う指定管理料を低額に設定していただくことを期待しています。

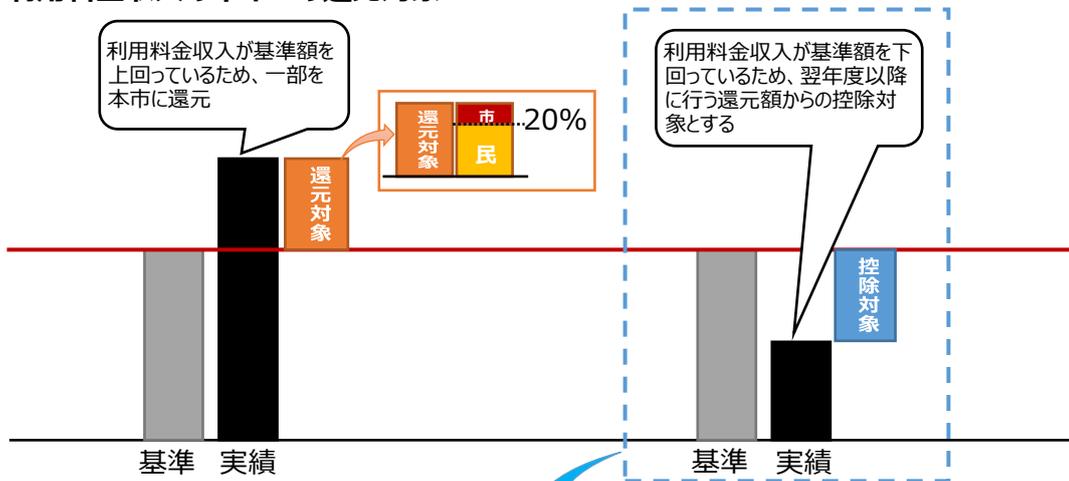
積算する項目 (円)
① 管理・運営に係る費用
② 利用料金収入
③ 本市に負担を求める指定管理料 (①-②)

ウ 利用料金収入の本市への一部還元

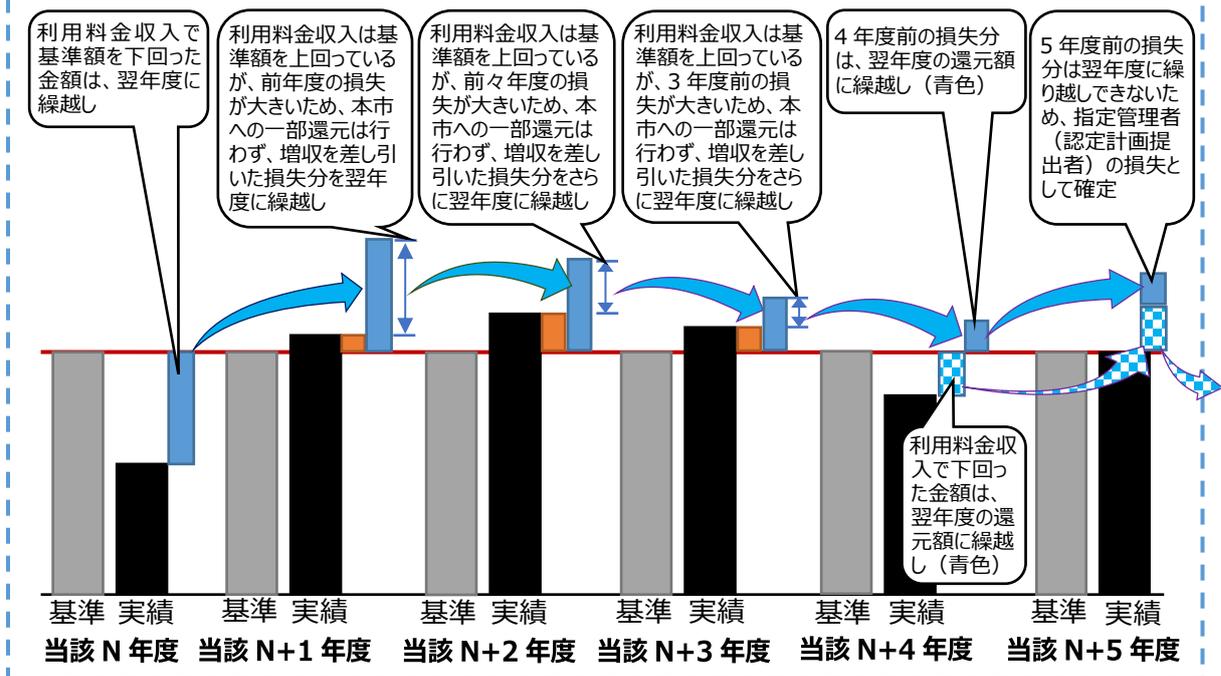
本事業では、上記イの②の計算根拠となる「特定公園施設と指定管理業務に関する資金計画及び収支計画」(様式 15-10)に記載した各年度の利用料金収入を基準として、基準額を上回った場合、指定管理者(認定計画提出者)は、本市にその一部(基準額を上回った金額の20%)を還元することとします。指定管理者(認定計画提出者)は、当該年度の収益還元額を、翌年度に本市に納付していただきます。

一方、同収入額が基準額を下回った場合、この下回った金額については、当該年度の翌年度以降(5年度以内)に行う還元対象額から控除することができるものとします。ただし、5年度以内における収入から控除できない場合の損失は、全て指定管理者(認定計画提出者)の負担とします。

■ 利用料金収入の本市への還元対象



■ 利用料金収入が減収となった場合の特例



エ 指定管理料の支払方法

各年度の指定管理料は、「特定公園施設と指定管理業務に関する資金計画及び収支計画」（様式 15-10）に記載された各年度の指定管理料を踏まえて、各年度の予算措置に従い支払います。

また、指定管理料は、原則として前金払い、毎月払いとします。ただし、公益法人等が指定管理者（認定計画提出者）の場合で、税制優遇措置を受けるためなどの理由により、申し出をした場合には、概算払とすることができます。

(5) 指定管理業務に係る留意事項

ア 史跡広島城跡の適切な保存について

指定管理業務の実施に当たっては、史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、文化財保護法を遵守するとともに、史跡広島城跡保存活用計画（今後策定予定）及び史跡広島城跡整備基本計画（平成元年策定。今後改訂予定）等を踏まえてください。

イ 広島城（天守閣）の閉館について

現在の広島城（天守閣）は、令和元年度（2019 年度）の耐震診断調査において、大規模の地震（震度 6 強から 7 程度）の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとの結果が出ています。

本市では、天守の木造復元を目指す調査検討を進め、広島城（天守閣）の展示・収蔵機能を、新たに整備する広島城三の丸歴史館に移転することとしています。機能移転後の広島城（天守閣）については、耐震改修は行わず、令和 7 年度（2025 年度）後半に閉館することを予定しています。

このため、天守閣の管理運営に係る指定管理業務の一部については、閉館後、業務範囲から除外する予定です。

ウ 災害時等の対応について

広島城跡は、災害対策基本法に基づく、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所に指定されています。本市から事業区域内を指定緊急避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、指定管理者（認定計画提出者）は、必要な業務を行うものとします。詳細は要求水準書（別添資料 1）を確認してください。

エ 仮設の公園管理事務所の設置

指定管理業務を実施するには、公園施設の利用案内や利用申込受付などに従事する職員が常駐する公園管理事務所が必要であり、本市が整備する広島城三の丸歴史館に同事務所を設置することとしています。

指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務の実施に当たって、広島城三の丸歴史館（公園管理事務所）が供用開始となるまでの間、広島城区域の各施設の管理運営のほか、利用者の利便性向上のために仮設の公園管理事務所（以下「仮設事務所」という。）を設けることとします。なお、仮設事務所を特定公園施設として整備することは、限られた空間を有効活用する観点から効率的ではないため、認めないこととします。設置場所については、事業対象地内に限定はしませんが、緊急時の対応、各施設の維持管理・運營業務等に支障を来さないよう配慮してください。

公募対象公園施設を仮設事務所と兼ねて使用する場合は、仮設事務所の業務のために使用する面積（仕切り等により明確に区分できる場合に限る。）については、設置許可に係る使用料の全額を免除することとします（当該公募対象公園施設の近隣に仮設事務所専用の屋外駐車場を設けることは認めません。）。

オ 管理者の変更に伴う引継ぎ

指定管理者（認定計画提出者）は、原則、管理者変更の3か月前から管理者変更の前日までの間に、業務内容等について引継ぎを受けることとします。

カ 観光バス駐車場について

将来的に本市が観光バス駐車場の総合的な対策を検討することとなった場合には、指定管理者（認定計画提出者）は協議に応じてください。

キ 広島城内堀における船の運航などについて

現在休止している広島城内堀における船の運航を含め、広島城の利活用の促進に資する様々な事業の採否について、今後、検討することとしており、事業手法等も含め、指定管理者（認定計画提出者）は協議に応じてください。

(6) 指定の取消し等

指定管理者（認定計画提出者）が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 条例、規則等に違反したとき。

イ 業務に際し不正行為があったとき。

ウ 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

エ 広島市公園条例第16条の4第2項に定める基準に適合しなくなったとき。

オ 指定管理者（認定計画提出者）が応募(申請)の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）（別添資料 12）に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。

キ 指定管理者（認定計画提出者）が公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営を取りやめたとき、又は公募対象公園施設の規模や運営内容などを公募設置等計画の内容から著しく変更し、同計画の実施が困難であると本市が判断したとき。

ク その他指定管理者（認定計画提出者）に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

(7) 管理業務の委託

管理業務を一括して第三者に委託することはできません。管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と合わせて提出してください。

5 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

ア 応募(申請)者の資格

- (ア) 応募(申請)者は法人(以下「応募(申請)法人」という。)又は法人等のグループ(以下「応募(申請)グループ」という。)に限ります。グループで応募(申請)する場合、グループの代表者は法人格を有する者とし、その他の構成員には法人格を問いません。
- (イ) グループで応募(申請)する場合は、代表法人(他の法人等は構成法人等とする。)を定めてください。応募(申請)日以降の代表法人及び構成法人等の変更は原則として認めません。
なお、要求水準書(別添資料1)に規定する各業務の責任者を選出する法人等は、必ず応募(申請)グループを構成する代表法人又は構成法人等としてください。
- (ロ) 設置等予定者の決定後に新たな法人を設立して本事業を実施しようとする場合は、応募(申請)グループで応募(申請)してください。設置等予定者の決定後、仮協定締結までに、新たに設立する法人に関する登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。
なお、新たに設立する法人から業務を直接受託又は請け負う法人等は、必ず応募(申請)グループを構成する代表法人又は構成法人等としてください。
- (ハ) 応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人は、広島市内に本店、支店又は営業所等を有している者に限ります。
- (ニ) 構成法人等は、複数の応募(申請)グループの構成法人等となること、又は単独で応募(申請)することはできません。
- (ホ) 代表法人は、構成企業を代表し、応募(申請)手続きを行う法人とします。また、代表法人は、統括管理業務及び公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務、特定公園施設の本市への譲渡及び指定管理業務について責任を負うこととします。
- (ヘ) 応募(申請)法人は、特定公園施設の設計及び工事監理について、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、平成19年4月1日以降に元請として業務を完了した都市公園又は都市公園と類似した施設の設計実績を有することとします(設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る)。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から同条件を満たす法人を1社以上定めてください。
- (ニ) 応募(申請)法人は、特定公園施設の整備について、令和3・4年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、「建築一式工事」及び「土木一式工事」に係る競争入札参加資格を有すると認定された者として、平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡ししが完了した都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事の施工実績を有することとします(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る)。

応募(申請)グループで応募(申請)する場合、令和3・4年度広島市建設工事競争入札参加資格者として「建築一式工事」に係る競争入札参加資格を有すると認定された者と、同競争入札参加資格者としての「土木一式工事」に係る認定及び都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事の施工実績を持つ者とを別々に定めても構いません。

- (ケ) 応募(申請)法人は、指定管理業務（広島城三の丸歴史館の運営業務を除く）について、平成19年4月1日以降に元請として業務を完了した都市公園又は都市公園と類似した施設の管理・運営実績を有することとします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から上記の条件を満たす法人を1社以上定めてください。
- (コ) 応募(申請)法人は、広島城三の丸歴史館の運営業務について、平成19年4月1日以降に元請として業務を完了した公立文化施設の運営実績を有することとします。応募(申請)グループで応募(申請)する場合、代表法人及び構成法人等の中から上記の条件を満たす法人を1社以上定めてください。
- (ク) 応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人及び構成法人等は、直近決算において債務超過でないこととします。
- (ク) 本市では、随時、令和3・4年度広島市競争入札参加資格者名簿への登載を受け付けています。

【参照ページ】

広島市ホームページ→入札・契約情報

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/3/28/>

イ 欠格事項

応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人及び構成法人等が次の項目のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- (ア) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て、破産法に基づく破産の申立てを受けている場合
- (イ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている場合
- (ロ) 地方自治法施行令第167条の4に該当する場合
- (エ) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (オ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (カ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (キ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (ク) 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

- (ケ) 広島城三の丸整備等事業者選定審議会委員が経営又は運営に直接関与している法人

「経営に直接関与している法人」とは、同審議会委員が当該法人の議決権の数の割合の百分の五十を超えて所有しているなど、会社法施行規則第3条の2第3項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」における法人を指します。

「運営に直接関与している法人」とは、同審議会委員が、代表権を有している法人又は役員等となっている法人を指します。

- (コ) 本事業に関するアドバイザリー業務を受託している八千代エンジニアリング株式会社及び同社と本アドバイザリー業務において提携関係にある者並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある法人

「資本面で関係のある法人」とは、上記の法人と親会社等と子会社等の関係にある場合又は、親会社等が同一である子会社等同士である法人を指します。

(子会社等は会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」を、親会社等は同法同条第4号の2に規定する「親会社等」を指す。)

「人事面で関係のある法人」とは、上記の法人と代表権を有する者が同一である若しくは役員等に兼任がある法人又は、代表権を有する者若しくは役員等が夫婦、親子若しくは兄弟姉妹の関係にある法人を指します。

- ※ 応募(申請)グループの場合は、代表法人及び構成法人等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該応募(申請)グループを選定の対象外とします。
- ※ 暴力団等は、(エ)により選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、応募(申請)者の役員等の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。
- ※ (ケ)及び(コ)の「役員等」とは、次の者を指します。
 - ・ 株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役(社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。)
 - ・ 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員
 - ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
 - ・ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - ・ 指名委員会等設置会社における執行役

(2) 法定雇用障害者数を達成していない応募(申請)者が提出する書類

応募(申請)者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点(6月1日)において、法定雇用障害者数^{*1}を達成していない場合は、障害者雇用計画書^{*2}(様式12)を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、本市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(※1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(※2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(3) 障害者雇用状況報告書（様式 11）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない応募(申請)者で障害者を雇用している場合は様式 11 を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出してください。

※ 障害者を常用雇用していることを確認することができる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(4) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、応募(申請)者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式 14）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式 7）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式 14 では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

6 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程

公募設置等指針等の配布	令和4年7月15日(金)
公募説明会及び現地案内参加申込期限	令和4年7月22日(金) 17時15分まで
公募説明会及び現地案内	令和4年8月1日(月)
質問書受付	令和4年8月1日(月)～8月10日(水)
質問書回答	令和4年9月9日(金)までに随時回答
公募設置等計画の受付	令和4年9月26日(月)～10月7日(金)
プレゼンテーションの実施	令和4年12月上旬
設置等予定者の選定	令和4年12月上旬
仮協定・仮契約の締結	令和4年12月下旬(予定)
(議会の議決)	令和5年3月(予定)
公募設置等計画の認定	令和5年3月頃(予定)
基本協定等の締結	令和5年3月頃(予定)
特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結	令和5年3月頃(予定)

(2) 応募(申請)手続き

ア 公募設置等指針等の配布

本指針を含む公募資料については、本市ホームページからダウンロードできます。別添資料の一部は、本市ホームページに掲載していません。応募(申請)を検討する民間事業者にもメールで個別に送付しますので、受領を希望する者は、様式1「受領申請及び秘密保持誓約書」に必要事項を記入、押印の上、当該書類を読み取ったPDF ファイルを電子メールに添付して、以下の申込先に提出してください。メールタイトルは「別添資料等受領申請兼誓約書の送付(●●)」(●●は提出企業名)と記載してください。メール送付後は電話にて受信確認を行ってください。なお、原本については、郵送にて速やかに提出してください。

使用様式	: 様式1「受領申請及び秘密保持誓約書」
申込期限	: 令和4年10月7日(金) 17時15分まで
申込方法	: 電子メール
アドレス	: bunka-machi@city.hiroshima.lg.jp
申込先	: 広島市市民局 文化スポーツ部 文化振興課 広島城活性化担当 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(本庁舎2階)
電話	: 082-504-2869

イ 公募設置等指針等説明会及び現地案内

公募設置等指針等説明会及び現地案内を以下のとおり開催します。参加を希望する者は、様式2「公募設置等指針等説明会 参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。メールタイトルは「公募設置等指針等説明会参加申込書の送付(●●)」(●●は提出企業名)と記載してください。

説明会当日は、本指針を含め公募資料を配布しないため、各自持参してください。

使用様式 : 様式 2 「公募設置等指針等説明会 参加申込書」
申込期限 : 令和 4 年 7 月 22 日 (金) 17 時 15 分まで
申込方法 : 電子メール
アドレス : bunka-machi@city.hiroshima.lg.jp
申込先 : 広島市市民局 文化スポーツ部 文化振興課 広島城活性化担当
開催日時 : 令和 4 年 8 月 1 日 (月) 14 時～17 時 (予定)
開催場所 : 広島市役所本庁舎 2 階講堂 (予定)
現地案内施設 : 広島城区域
参加人数 : 1 法人 (団体) 当たり 3 名まで

ウ 公募設置等指針等に対する質問及び回答

本指針等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。メールタイトルは「広島城三の丸整備等事業質問書 (●●)」(●●は提出企業名)と記載してください。回答内容については、本指針等と同等の効力を持つものとしします。

使用様式 : 様式 3 「質問書」
受付期間 : 令和 4 年 8 月 1 日 (月) ～令和 4 年 8 月 10 日 (水) まで
提出方法 : 電子メール
アドレス : bunka-machi@city.hiroshima.lg.jp
提出先 : 広島市市民局 文化スポーツ部 文化振興課 広島城活性化担当
回答日 : 令和 4 年 9 月 9 日 (金) までに随時回答
回答方法 : 本市ホームページに随時掲載します。

エ 公募設置等計画等の受付

(7) 提出書類の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び「(エ) 提出書類一覧」(36 頁)に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式 : (エ) 提出書類一覧 a～e のとおり
受付期間 : 令和 4 年 9 月 26 日 (月) ～令和 4 年 10 月 7 日 (金) まで
受付時間 : 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
受付場所 : 広島市市民局 文化スポーツ部 文化振興課 広島城活性化担当
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (本庁舎 2 階)
提出方法 : 作成した各提出書類は、紙と電子データの両方を受付場所へ持参してください。(提出時間については、提出日の前日までに電話にて連絡してください。)

(イ) 電子データの保存及び提出方法

- a (エ) 提出書類一覧 a～e の電子データを CD-R 又は DVD-R に保存し、1 部提出してください。
- b 電子データの保存形式は、様式集（別添資料 13）の各様式のファイル形式（データの編集が可能な「*.docx」及び「*.xlsx」）とし、Excel データについては、計算式（関数）を含むデータとすること。ただし、各様式において、別途指定がある場合はそれに従ってください。
- c 各提出書類及び添付資料をすべて PDF 形式でも保存してください。

(ウ) 注意事項

- a 公募設置等計画等の提出は 1 応募(申請)法人（1 応募(申請)グループ）につき 1 提案とします。
- b 応募(申請)の際に要する費用は、応募(申請)者の負担とします。
- c 提出された書類の内容は提出後には変更できないものとします。
- d 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- e 応募(申請)を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- f 本市が提供する資料は、応募(申請)に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- g 応募(申請)者が応募(申請)に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募(申請)者が負うこととします。
- h 応募(申請)書類の著作権は応募(申請)者に帰属しますが、本市が設置等予定者の選定の公表等に必要の場合には、本市は応募(申請)書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- i 提出した応募(申請)書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に対して開示されます。
- j 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- k 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針等に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- l 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

(I) 提出書類一覧

提出する資料は以下のとおりです。詳細は、様式集（別添資料 13）を確認してください。

a 応募書（兼）指定申請書

書類名		内容、様式等		提出部数
①	応募書（兼）指定申請書	単独で応募（申請）する場合	様式 4	正本 1部
		グループにより応募（申請）する場合	様式 5 及び 様式 6	副本 15部

b 応募（申請）者に関する書類

書類名		内容、様式等	提出部数
②	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 7	正本 1部
③	応募（申請）者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		
④	法人の登記事項証明書		
⑤	経営状況確認書	様式 8	正本 1部
⑥	財務書類 （内訳） 最近3事業年度における以下の書類 法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること）、貸借対照表、損益計算書、会社事業概況書又は法人事業概況説明書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要 応募（申請）者の発行済株式の100%を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の書類も提出。 公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	正本 1部 副本 1部
⑦	応募（申請）書を提出する日の属する事業年度における応募（申請）者に関する事業計画書及び収支予算書	公益法人等の場合は、これらに相当する書類	正本 1部

書類名		内容、様式等	提出部数
⑧	応募(申請)者の概要を記載した書類	<p>ア 応募(申請)者の概要 (様式 9)</p> <p>イ 役員名簿 (様式 10)</p> <p>ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿(公益法人等の場合は、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、資本の額その他経営規模など応募(申請)者の概要が分かるもの</p> <p>応募(申請)者の発行済株式の100%を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の書類も提出。</p>	<p>正本 1部</p> <p>副本 1部</p>
⑨	広島市税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書(3か月以内に発行されたもの)	正本 1部
⑩	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの)	<p>正本 1部</p>
⑪	印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの	
⑫	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については 様式 11 (基準日令和4年6月1日)を提出。	
⑬	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、令和2年度分及び令和3年度分について写しを提出。	
⑭	障害者雇用計画書	様式 12 障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。	

⑮	ISO14001 の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、提出日において行政機関等に届出又は認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	ISO14005 の登録証の写し		
	エコアクション 21 認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑯	宣誓書	様式 13	
⑰	事業所調書兼実体調査同意書	様式 14 ・本店に係るもの ・本店及び広島市内の代表的な事業所等に係るもの（広島市外に本店があり、広島市内に本店以外の事業所等がある場合）	正本 1部
⑱	応募(申請)資格関係書類	該当する法人について提出	正本 1部 副本 1部
	一級建築士事務所登録を証する書類の写し		
	設計・工事監理実績を証する書類		
	特定建設業許可通知書の写し		
	建設工事の施工実績を証する書類		
	管理・運営の実績を証する書類		

c 公募設置等計画

様式集（別添資料 13）のうち、公募設置等計画（様式 15）を確認してください。提出部数は正本 1 部、副本 15 部 です。

ただし、公募設置等計画（様式 15）のうち事業費等に関する以下の様式等については、正本 1 部、副本 15 部を封かんして提出してください。提出方法は、様式 15 別添の「価格提案書等の提出方法」を確認してください。

- ・ 様式 15-9（公募対象公園施設に関する資金計画及び収支計画）
- ・ 様式 15-10（特定公園施設と指定管理業務に関する資金計画及び収支計画）
- ・ 様式 15-11（価格提案書）
- ・ 特定公園施設の設計・整備費に係る積算内訳書（様式任意）

d 公募設置等指針に記載した主な条件等に関するチェックリスト

「(4) 審査方法等 ア 審査の流れ (ア) 第一次審査」(39 頁) に示す第一次審査に当たり、公募設置等計画（様式 15）に記載すべき項目（応募(申請)者が提案すべき項目）に漏れがないか、応募(申請)者自らで確認し、「公募設置等指針に記載した主な条件等に関するチェックリスト（様式 16）」を提出してください。

e 要求水準に関する確認書

本指針及び要求水準書（別添資料 1）に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約した「要求水準に関する確認書（様式 17）」を提出してください。

(3) 事務局

広島市市民局 文化スポーツ部 文化振興課 広島城活性化担当
住 所：広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（本庁舎 2 階）
電 話：082-504-2869／FAX：082-504-2066
メールアドレス：bunka-machi@city.hiroshima.lg.jp

(4) 審査方法等

設置等予定者の選定は、本市が都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について同法第 5 条の 4 第 2 項に基づき評価を行います。

ア 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

(ア) 第一次審査

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について、事務局が審査します。

- a 参加資格の確認
応募(申請)者が、資格等を満たしているかを審査します。
- b 法令遵守に関する審査
公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。
- c 本指針等に照らし適切なものであることの審査
提案された公募設置等計画等が本指針等に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。
 - ・公募設置等計画が、本指針等で示した目的や場所等と適合していること
 - ・必要事項が記載されていること
 - ・認定期間中の整備や運営等の確実性が提出された客観的な資料により見込めること

(イ) 第二次審査

第一次審査の結果について事務局が広島城三の丸整備等事業者選定審議会(以下「選定審議会」という。)に報告し、選定審議会の承認を得た上で、第一次審査を通過した提案について別添資料 14 に示す評価の基準に沿って審査します。また、応募(申請)者には、選定審議会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募(申請)者が 6 者以上の場合は、プレゼンテーション対象者を最大 5 者までに絞るものとします。

イ 広島城三の丸整備等事業者選定審議会

公募設置等計画の審査は、選定審議会が行います。

選定審議会では、応募(申請)者から提出された公募設置等計画について評価の基準(別添資料 14)に基づき審査を行い、最優秀候補者、次点候補者及び第 3 位候補者を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀候補者、次点候補者及び第 3 位候補者の全て又はいずれかについて、該当なしとする場合があります。

選定審議会の委員は以下のとおりです。

氏名	所属
秋山 伸隆	県立広島大学 名誉教授
富川 久美子	広島修道大学商学部 教授
西岡 民裕	西岡民裕税理士事務所 税理士
真木 利江	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科 教授
吉長 成恭(副会長)	一般社団法人ちゅうごく PPP・PFI 推進機構 代表理事 国土交通省 PPP サポーター
渡邊 一成(会長)	福山市立大学都市経営学部 教授

ウ 評価の基準

別添資料 14 を確認してください。

エ 結果通知

選定結果は、速やかに応募(申請)法人又は応募(申請)グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等によるお問合せには応じません。

オ 選定審議会の委員への接触の禁止等

応募(申請)者が、最優秀候補者等の選定前に、審査に関して自己に有利になることを目的として、選定審議会の委員に対し接触等の働きかけを行った場合は、失格とします。

また、本指針等配布日から設置等予定者決定通知日までは、提案内容や審査内容などについて、応募(申請)者に限らずいかなる者からのお問合せにもお答えできません。

(5) 設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀候補者を設置等予定者として決定するとともに、次点候補者及び第3位候補者を決定します。本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定の締結に至らなかった場合は、次点候補者、第3位候補者の順に設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点候補者、第3位候補者の全て又はいずれかについて、該当なしとする場合があります。

(6) 選定結果の公表

選定結果については、応募(申請)者名、応募(申請)者ごとの得点※、審査講評(概要)を本市のホームページで公表します。

※ 得点は、別添資料 14 の「2 評価の基準」における「内容面」の大項目(全体計画、Park-PFI 事業及び指定管理業務別)、「価格面」及び「本市が推進する行政施策に係る取組状況」について公表します。ただし、応募(申請)者が1者の場合には、同様の項目ごとに「適」・「否」を公表します。

(7) 仮契約・仮協定の締結

本市は、設置等予定者との間で速やかに覚書(別添資料 15)を締結します。その後、協議を経て合意した内容を基に、Park-PFI に関する仮協定、指定管理業務に関する仮協定及び特定公園施設に関する建設・譲渡契約書の仮契約を締結します。

設置等予定者との協議が成立しない場合には、次点候補者、第3位候補者と順次協議を行います。

(8) 公募設置等計画の認定

設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、選定審議会での意見等を踏まえ、必要に応じ、本市と設置等予定者との調整により、選定時の公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の当該計画を認定する場合があります。

(9) 基本協定等の締結

本市と認定計画提出者は、本事業の実施条件や設置等予定者の権利、義務などの事項を定めた Park-PFI に関する基本協定書（別添資料 16）、指定管理業務におけるリスクや経費の分担方法などの事項を定めた指定管理業務に関する基本協定書（別添資料 17）を締結します。なお、指定管理業務については、基本協定のほか、各年度の事業内容や収支計画などを規定する年度協定書を締結します。

なお、基本協定等の締結までに次の事項に該当するときは、仮契約・仮協定を解除するとともに、指定を取り消し、基本協定等を締結しないことがあります。

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき
- イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- ウ 「5 公募の実施に関する事項等 (1) 公募への参加資格 イ 欠格事項」(30 頁) に該当するとき

(10) 特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結

認定計画提出者は、特定公園施設の工事着手前に、本市と特定公園施設に関する建設・譲渡契約を締結します。特定公園施設に関する建設・譲渡仮契約書の案は別添資料 18 のとおりです。

(11) その他

ア 次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・本指針の内容に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ・提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
- ・公募設置等計画の提出以後において「5 公募の実施に関する事項等 (1) 公募への参加資格 イ 欠格事項」(30 頁) に該当した場合
- ・その他不正行為があった場合

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、設置等予定者等が本件に関して支出した費用について、本市は補償しません。

- ウ 提案内容は、都市公園法、広島市公園条例、広島城条例、広島城三の丸歴史館条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- エ 事業の実施に当たり、必要な許認可の取得や手続きについては、民間事業者の負担により実施してください。

7 その他の事項

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、原則として以下の負担区分としますが、本市と認定計画提出者との間で別途締結する Park-PFI に関する基本協定、指定管理業務に関する基本協定及び特定公園施設に関する建設・譲渡契約を優先するものとします。

<リスク分担表>

リスク項目	リスクの内容/分類		リスク分担		
			●：主分担	▲：従分担	
			本市	認定計画提出者	
共通	公募書類	公募設置等指針等の公表資料の誤り、本市の事由による内容の変更に起因する損害及び増加費用		●	
	資金調達	本市が調達する資金		●	
		認定計画提出者が調達する資金			●
	許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用		●	
		認定計画提出者が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用			●
	法制度、税制度、許認可の新設・変更	本事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法制度、税制度、許認可の新設・変更 に起因する損害及び増加費用	特定公園施設	●	
			公募対象公園施設		●
			上記以外の施設 (指定管理業務対象施設)	●	
		消費税及び地方消費税の変更に関する税額変更	特定公園施設	●	
			公募対象公園施設		●
			上記以外の施設 (指定管理業務対象施設)	●	
	上記以外の制度、税制度、許認可の新設・変更 に起因する損害及び増加費用			●	
	住民対応	本市の事由によるもの		●	
		認定計画提出者の事由によるもの			●
	第三者賠償	本市に責めがある場合（認定計画提出者にも責めがある場合を除く。）において第三者に与えた損害の賠償		●	
認定計画提出者に責めがある場合において第三者に与えた損害の賠償			●		

リスク項目		リスクの内容/分類		リスク分担	
				●：主分担	▲：従分担
				本市	認定計画提出者
共通	環境	本市の事由により生じる損害及び増加費用		●	
		認定計画提出者が行う本事業に起因する有害物質の排出、漏洩、工事等に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気への対応とそれらに起因する損害及び増加費用			●
	本事業の中止、延期又は遅延	本市の事由による本事業の中止、延期又は遅延		●	
		認定計画提出者の事由による本事業の中止、延期又は遅延			●
	不可抗力	自然災害や公衆衛生上の事態などの不可抗力による本事業の変更、中止、延期、臨時休業などにより生じる損害及び増加費用	特定公園施設※1	●	▲
			公募対象公園施設		●
			上記以外の施設（指定管理業務対象施設）	●	
	サービスや業務内容の変更	本市の指示等による業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用		●	
		上記以外の業務内容、用途、サービスの変更などに起因する損害及び増加費用（法令変更及び不可抗力によるものを除く）			●
	協定締結の中止	本市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない事由（市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により生じる損害※2		●	●
Park-PFI事業 (設計・整備)	測量及び調査	本市が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用※3		●	▲
		認定計画提出者が実施した測量及び調査に起因する損害及び増加費用			●
	設計	本市の提示条件、指示の不備など本市の事由による変更等に起因する損害及び増加費用		●	
		認定計画提出者の事由による変更などに起因する損害及び増加費用			●
	用地	事業区域の土壌汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用※3		▲	●
	工事の遅延、供用開始の延期又は遅延	本市の提示条件、指示の不備など本市の事由に起因する損害及び増加費用		●	
		上記以外の事由に起因する損害及び増加費用			●
	工事費の変動	本市の事由に起因する工事費の変動		●	
		上記以外の事由による工事費の変動			●

リスク項目	リスクの内容/分類	リスク分担 ●：主分担 ▲：従分担		
		本市	認定計画 提出者	
Park-PFI 事業 (公募 対象公 園施設 の管理・運 営)	施設の損傷	本市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷		●
	需要変動	需要変動による売上の減少		●
	管理・運営費 の増大	本市の事由による事業内容や用途、サービスな どの変更に起因する管理・運営費の増大	●	
		本市の事由以外の要因による維持管理費・運営 費の増大		●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
	備品更新	認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
	修繕コスト	大規模な修繕		●
小規模な修繕			●	
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者から の苦情やトラブルなどへの対応		●	
指 定 管 理 業 務 (特定 公園施 設を含 む広島 城区域 の用地 及び建 物の管 理・運 営)	施設の損傷	本市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷		●
	物価変動	一定 ^{※4} 超の物価変動	●	
		一定 ^{※4} 以下の物価変動		●
	需要変動	需要変動（不可抗力に起因するものを除く）に よる利用料金収入の減少 ^{※5}	▲	●
	管理・運営費 の増大	本市の事由による事業内容や用途、サービスな どの変更に起因する管理・運営費の増大	●	
		本市の事由以外の要因による維持管理費・運営 費の増大（一定の割合を超えた物価変動による ものは除く）		●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
	備品更新	本市が設置する備品の更新費用	●	
		認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
	修繕コスト	大規模な修繕（認定計画提出者に責めがある場 合を除く） ^{※6}	●	
小規模な修繕			●	
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者から の苦情やトラブルなどへの対応		●	

※1 特定公園施設の設計・整備期間中において、自然災害などの本市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない不可抗力事由により生じる損害や増加費用などのうち、認定計画提出者が加入する保険又は同等の措置を超えるものについては、特定公園施設の譲渡対価の1.0%を超える額について本市が負担します。

※2 本市及び認定計画提出者は、自らに生じた費用を自ら負担するものとし、相互に債権・債務の関係を負わないものとします。

※3 本市の費用負担により実施する埋蔵文化財の試掘調査の結果、発掘調査を行う場合、発掘調査に要する費用は、公募対象公園施設については認定計画提出者、特定公園施設については本市が負担することとします。

※4 令和 4 年度を基準として、「消費税を除く国内企業物価指数」（総平均の年度平均）（以下「物価指数」という。）の年度ごとの変動率を確認し、5 年度間の物価指数の変動率の平均値が 3.0%を超えて変動した場合は、翌年度以降の指定管理料の改定を行い、以降、5 年ごとに同様に対応します。

計算式)

◆令和 11 年度から令和 15 年度までに適用する物価改定率（令和 10 年度に算出）

$$\alpha_t = (I_5/I_4 + I_6/I_4 + I_7/I_4 + I_8/I_4 + I_9/I_4) / 5$$

$$P_t = P_{tx} \times \alpha_t$$

$$t = 11 \sim 15$$

◆令和 16 年度から令和 20 年度までに適用する物価改定率（令和 15 年度に算出）

$$\alpha_t = (I_{10}/I_4 + I_{11}/I_4 + I_{12}/I_4 + I_{13}/I_4 + I_{14}/I_4) / 5$$

$$P_t = P_{tx} \times \alpha_t$$

$$t = 16 \sim 20$$

◆令和 21 年度から令和 25 年度までに適用する物価改定率（令和 20 年度に算出）

$$\alpha_t = (I_{15}/I_4 + I_{16}/I_4 + I_{17}/I_4 + I_{18}/I_4 + I_{19}/I_4) / 5$$

$$P_t = P_{tx} \times \alpha_t$$

$$t = 21 \sim 25$$

- ・ $\alpha_t \cdots t$ 年度に適用する物価改定率（小数点以下第 4 位を切り捨てるものとする）
- ・ $I_n \cdots$ 令和 n 年度の物価指数
- ・ $P_t \cdots$ 実際に支払う t 年度の指定管理料（税抜き）
- ・ $P_{tx} \cdots$ 「特定公園施設と指定管理業務に関する資金計画及び収支計画」（様式 15-10）に記載した t 年度の指定管理料（税抜き）

注) $\alpha < 0.97$ 若しくは $\alpha > 1.03$ の場合のみ改定を行い、計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入します。

令和 10 年度までは、物価変動による指定管理料の改定はありません。

本市と認定計画提出者は、指定管理料の見直し時期となる令和 10 年度、令和 15 年度、令和 20 年度の 7 月末日までに上記物価指数を確認するものとします。

計算例)

令和 11 年度から令和 15 年度までの物価改定率

令和 4 年度の物価指数を 100 とした場合の令和 5 年度の物価指数 102.3

令和 4 年度の物価指数を 100 とした場合の令和 6 年度の物価指数 103.4

令和 4 年度の物価指数を 100 とした場合の令和 7 年度の物価指数 103.8

令和 4 年度の物価指数を 100 とした場合の令和 8 年度の物価指数 104.7

令和 4 年度の物価指数を 100 とした場合の令和 9 年度の物価指数 104.9

上記の場合、令和 4 年度の物価指数を 100 とした場合における令和 5 年度から令和 9 年度までの物価指数の平均は 103.82 となり、令和 11 年度から令和 15 年度までの指定管理料は、「特定公園施設と指定管理業務に関する資金計画及び収支計画」（様式 15-10）に記載した各年度の指定管理料に 1.038 をかけた金額を基本とします。

※5 自然災害や公衆衛生上の事態などの不可抗力や周辺環境の悪化など、民間事業者が予測不可能な事象（例：本市が想定する時期よりも早い時期に広島城（天守閣）が閉館したことに伴う、利用者数の大幅な減少等）を要因とした需要変動により、大幅に利用料金収入が減少した場合については、別途協議します。

※6 大規模な修繕は一件当たりの費用が 100 万円以上のものとし、これに該当するか否かは、本市が施設の規模等により個別に決定します。大規模な修繕は基本的に本市の負担としますが、認定計画提出者による修繕も可能とします。

(2) 公募設置等計画の変更

認定を受けた公募設置等計画は、本市が求める場合を除き、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により提案内容を変更する必要がある場合は、本市の承諾を得た上で、提案の趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

(3) 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(4) 委託の禁止等

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。また、本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、認定計画提出者の責任において当該委託・下請先に基本協定等の規定を遵守させてください。

(5) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の認定の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、本市の承認により別の民間事業者が事業を継承するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にしていただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去等の対応を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。